

連合専用給水装置運用基準

平成 24 年 9 月 3 日

1. 適用基準

(1)各戸が構造上独立していること

※ただし、(台所、風呂、トイレ)利用上独立している場合は可とする(別図 1)

(2)建物に対し住宅部分が6割以上であること。6割に満たない場合は条件(店舗等には別メーター)が整えば適用(別図 2)

※ただし、指定給水装置工事事業者以外の工事については、適用外とする

(3)局メーターから連合して使用する世帯数は規定内であること。(別表 1)

(4)転居又は入居により料金負担戸数に変更が生じたときは届け出ること。

(5)沖縄市給水条例及び同施行規程に定めがあるもののほか、この適用基準による

(6)その他、水道事業管理者が必要と認めた場合

2. 連合専用給水装置の形態

(1)「受水槽方式」の場合は、給水引き込み管(親メーター)から連合して使用する世帯数について管理者が別に定める

(2)「直結給水方式」の場合は、給水装置申込及び工事申請書の世帯数に基づき定める

3. 料金取扱について

(1)使用水量を各戸(世帯)が均等に使用したものとみなす

(2)基本料金は個々の設置メーターまたは給水引き込み管の口径によって定める

(3)個々の設置メーターまたは給水引き込み管の口径が異なる場合、数が多い口径を基準とする

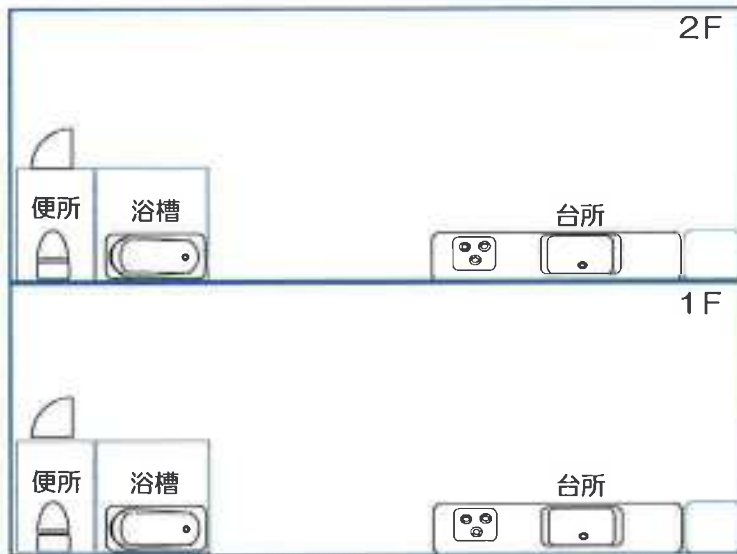
※ただし、同数の場合は、口径の小さい方を基準とする

附則

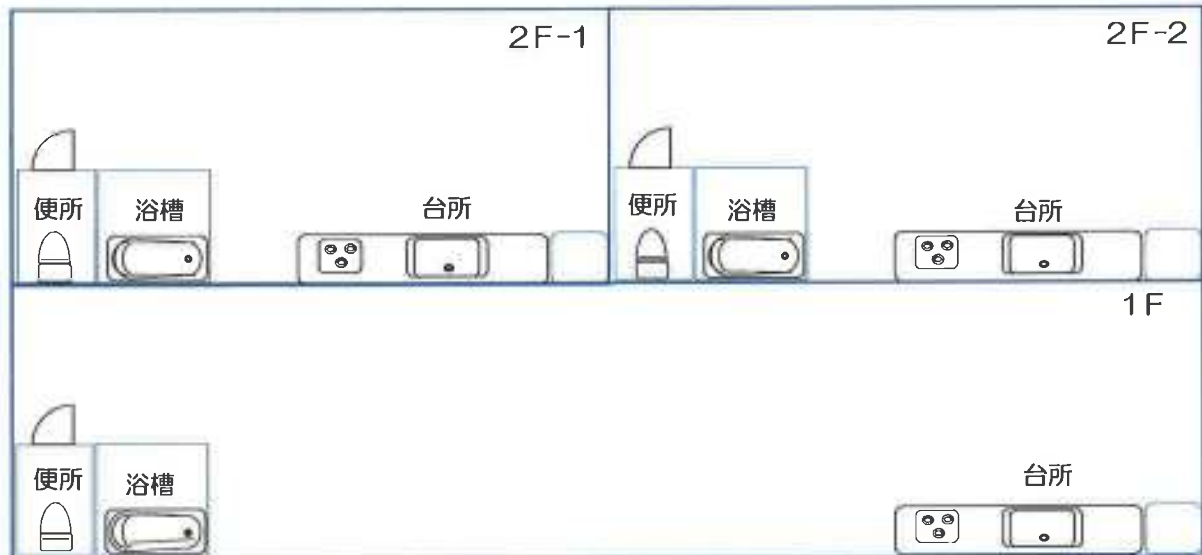
この運用基準は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。

別図1

(イ)住宅が2世帯の場合（適用）※2連合
※内階段の場合も可



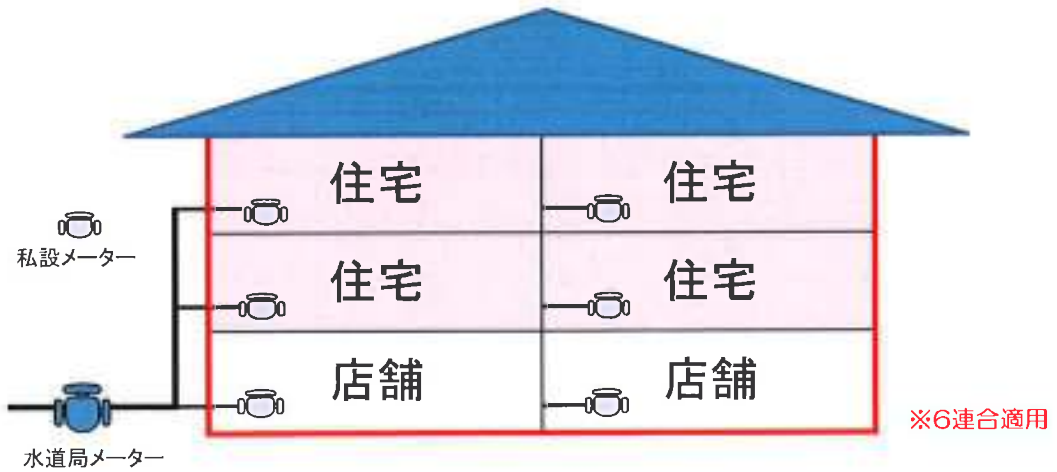
(ロ)住宅が3世帯の場合（適用）※3連合



別図2

建物に対し、住宅部分が6割以上である

○
適用できる場合



建物に対し、住宅部分が6割に満たない場合その条件
(店舗等は別メーター)が整えば適用



×
適用できない場合

建物に対し、住宅部分が6割に満たない



別表 1

連合専用分岐世帯数表

受水槽方式の場合

メーター口径	分岐世帯数	メーター使用基準 月間の適正最大使用量
13mm	4	85m ³
20mm	8	170m ³
25mm	12	280m ³
	10	190m ³
40mm	28	700m ³
50mm	84	2,100m ³

集合住宅の計画使用水量

算出基準

1ルーム	400ℓ × 1人
2LDK	200ℓ × 3.5人
3LDK	200ℓ × 4人
4LDK	200ℓ × 5人